

静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第15号

静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年静岡県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(拋出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の財政安定化基金拋出率を標準として条例で定める割合は、 <u>100,000分の40</u> とする。	(拋出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の財政安定化基金拋出率を標準として条例で定める割合は、 <u>100,000分の38</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。